

指定給水装置工事事業者の更新

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により、次の指定給水装置工事事業者の指定を更新したので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第2号の規定により公示する。

令和 5 年 11 月 27 日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		更新年月日 (有 効 期 限)
				名称	所在地	
指定第309号	有限会社 光信技研	船橋市印内 一丁目10番 26号-B	佐竹 秀行	有限会社 光信技研	船橋市印内 一丁目10番 26号-B	令和5年10月10日 (令和10年9月29日)